

JAMの主張

13春闘

賃金の復元・回復

政策・制度要求で役割果たせ

機関紙 J A M 2012 年 10 月 25 日 発行 第 164 号

わが国は欧米先進国と比較して、所得格差が小さく、貧富の差はさほどないと信じられてきたが、厚生労働省の所得再配分調査によると、わが国は先進国の中で短期間のうちに所得格差が急速に拡大している国の一つとの結果が出ている。1980年代後期のバブル経済によって、わが国経済は好景気を呈したが、その一方でバブル景気によって極端な資産配分の不平等化も顕在化した。今後わが国は、徹底した市場経済社会をめざすのか、北欧などのような高福祉国家に向かうのか、今回の社会保障と税の一体改革などは、まさにその選択を迫られているといえる。わが国経済は、3～5%の成長率があった1990年初期からの安定成長期には生活水準もそこそこ伸びていたという実感があつた。

しかし、成長率1～2%という低成長期に入った現在のよう状況が続いた場合、正規と非正規労働者、産業間・企業規模間などでの所得分配の格差がさらに拡大する可能性がある。

2013年春季生活闘争は、①低下した賃金水準の復元と改善、②課税後所得分配の公平性を担保する政策・制度要求の取り組み、③働く意欲のある人に対する機会均等の確保、④不合理な格差の是正などの取り組みなどが課題となる。機会均等を確保する取り組みとしては、働くことを希望する全ての六十歳代の雇用確保だけでなく、若年労働者の正規雇用を拡大するための施策も必要となる。また、不合理な格差の是正では、男女賃金格差に目を向ける必要もある。女性の処遇について、結婚や子育てによる退職の機会が多い女性労働者に対して昇進や賃金において及び腰になりがちな企業に対しては、社内制度の改善はもちろんのこと、男女雇用機会均等法を改正するなどして、違反企業には罰則を課すとともに、行政が男女差別の有無を監視する制度の確立などにむけた取り組みも必要である。

連合やJAMでは、これから2013年春季生活闘争方針の策定にむけて議論が展開されるが、春季生活闘争の両輪の一方である労使間における賃金水準の復元・改善に向けた方針策定とともに、もう一方の政策・制度要求の取り組みにおいて、多くの未組織労働者に寄与する取り組みを展開することが、社会のインフラとしての労働組合の役割である。